

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2010

課題番号：21730227

研究課題名(和文) 企業行動と地域政策の変化が地域雇用創出に及ぼす影響に関する実証研究

研究課題名(英文) An Empirical Analysis on Regional Employment Development:
The Impact of Corporate Behavior and Regional Employment Policy

研究代表者

勇上 和史(YUGAMI KAZUFUMI)

神戸大学・大学院経済学研究科・准教授

研究者番号：90457036

研究成果の概要(和文)：本研究では、独自のアンケート調査および全自治体に関する集計データを用いて、地域提案型の規制緩和策が地域レベルの雇用創出に与える影響を実証的に明らかにした。その結果、独自の雇用創出策を実施し得ない自治体が、国の制度を活用して地域雇用対策を講じている一方で、規制の緩和措置のみによる雇用創出効果は確認されなかった。この結果は、地域の実情に即した規制緩和策とともに、財政措置を伴った雇用創出策を補完的に用いることが求められていることを示唆するものといえる。

研究成果の概要(英文)：This research examines the impacts of deregulation policies initiated by local government on the creation of local employment. The main results by using original surveys and aggregate data on municipalities are as follows. Although municipalities without other job creation programs are more likely to introduce the deregulation measures, the measures had no employment effects. This result suggests that it is vital for local government to use the measure by linking it closely with their own job creation programs.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,400,000	420,000	1,820,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済政策

キーワード：地域雇用、規制緩和、雇用創出、政策評価

1. 研究開始当初の背景

これまで、地域間に存在する格差の変動に関する研究は、労働移動による失業率格差の平準化や高失業率・低賃金地域への政府による社会移転の効果に焦点が当てられてきた。しかし、1990年代以降、従来とは異なる構造的な変化として、若年者の移動性向の低下

や企業の海外生産活動の進展、公共投資の縮減を含む地域政策の転換などが指摘されている。地域政策については、2003年に導入された構造改革特区制度を端緒として、地方自治体の提案と企画競争による地域振興策が数多く実施されている。日本と同様に、地域政策の地方分権を進めているイギリスや

アメリカにおいては、地域限定の企業誘致制度の政策評価について蓄積がみられるものの、日本における定量的な政策評価は実施されていない。また、これまで地方圏の雇用創出を担ってきた製造業の対外直接投資の進展には国内雇用の喪失効果が指摘されている。しかし、国内地域別の雇用への影響の検証は大まかな集計データや個別企業のケーススタディによっており、国内雇用の減少が地方圏に集中的に生じているという実証結果は得られていない。

2. 研究の目的

本研究は、地域レベルの雇用創出について、2000年代以降の地方分権型の雇用創出施策および製造業の対外直接投資の影響について定量的評価を行う。具体的な研究目的は以下のとおりである。

(1) 特区実施自治体の個票データを用いて、特区への参加の構造と、特区の（主観的な）成果を高める要因を検討する。まず①特区計画の申請や認定と、自治体独自の雇用関連施策の実施状況を関連づけながら、今回の特区制度への自治体の参加要因について検討する。また、②施策の成果指標としてアンケート調査による特区実施自治体の主観的評価を採用する。特区非実施地域を比較対象としていないため、規制緩和策の政策評価とは異なるが、規制緩和策を地域レベルの雇用創出に結びつける上で何がポイントなるのかを検討することが主な目的である。

(2) 構造改革特区の非認定地域を比較群として、特区による規制緩和策が地域レベルの製造業雇用に与える影響を実証的に明らかにする。あわせて、製造業における海外生産活動の高まりが、地方圏の製造業雇用に与える影響を分析する。①特区の評価対象の選定について、構造改革特区制度では、地域限定の規制の特例措置は一定の期間を経てその多くが全国展開され、該当する特区計画も認定取消となっているため、施策後の時点の特例措置の全国展開が本格化する以前の2004年とする。さらに研究開発や企業誘致の要件緩和を活用し、製造業の雇用創出を企図した特区計画に対象を限定する。以上より、2003年4月の第1回から2004年3月の第4回までに認定された324の計画のうち、94の特

区計画の効果を検証する。また、②特区の成果指標には、企業規模別、産業中分類別の雇用者数と事業所数を用いる。評価対象とした特区では、特定の産業をターゲットとした企業誘致や起業の促進を目的としているため、施策目的に即した雇用効果を検証する。さらに、③海外生産比率等の産業別の海外生産活動指標を作成し、地域別、産業中分類別のパネルデータを用いて、生産のグローバル化が日本国内における地域の製造業雇用に及ぼす効果を検証する。

3. 研究の方法

(1) 2008年9月に労働政策研究・研修機構が全国の都道府県および市区町村の雇用問題担当者に実施した「雇用の地域間格差とその対応に関するアンケート調査」の個票データを用いて、特区制度の参加の構造と雇用創出に関する主観的な雇用効果を分ける要因を検証する。同調査では、特区や地域再生計画といった2000年代における国の地域振興施策の参加状況のほか、地方自治体独自の産業・雇用施策の実施状況を尋ねている。そこで、自治体別の雇用情勢や、職員数および財政力といった人的・財政的な施策の供給余蘊員に関する変数を用いて、地域自発型の雇用創出施策の実施の要因を検討する。また、施策の成果指標には、同調査による特区実施自治体の主観的評価を採用し、規制緩和策を地域レベルの雇用増加に結びつける上で何がポイントなるのかを検討する。ただし、施策の満足度ともいうべき主観的な成果指標は、回答者によって評価基準が異なりうる。そこで、同機構が2006年8月に同様の質問項目を用いて実施した「構造改革特区の雇用への影響に関する調査」の個票データを利用し、同一の実施主体のパネルデータを作成し、自治体固有の評価基準の影響を統計的に取り除いたうえで、特区の成否を分ける要因として、特に、地方自治体が独自で実施する雇用施策が特区の成否に与える影響を検証する。

(2) アメリカにおける企業誘致施策の政策評価の先行研究を参照し、雇用者数のほか、事業所数を成果指標に採用するとともに、特区以前の時系列データを精査したうえで追加し、特区の成果関数を推計する。データには、1996年、1999年、2001年、2004年の

総務省統計局「事業所・企業統計調査」の報告書非掲載表を用いる。2004年6月時点自治体区分に基づき、全国3,123市町村（東京23区含む）の製造業産業中分類別（24分類）、従業者規模別（7分類）の民営事業所数及び従業者数についてデータベースを作成のうえ使用する。希望者のみが実施する施策における内生性問題の対処策として提唱される評価手法のうち、本研究では特区適用自治体と非適用自治体の特区実施前後の労働市場パフォーマンスの変化を比較する差の差推定法（Difference in Differences）と呼ばれる評価手法を採用する。また、日本経済のマクロショックによる地域経済の反応が実験群と比較群で異なる場合に発生するバイアスにも対処する。特区実施以前の時系列データを精査したうえで追加し、成果関数を推計する。さらに、経済産業省「海外事業活動基本調査」より、グローバル化の代理指標として従業員ベースで見た海外生産比率を産業中分類別に作成し、海外生産活動が地域の製造業雇用に及ぼす影響についても検討する。

4. 研究成果

(1) 本研究で用いたアンケート調査によれば、産業・雇用関連の特区のみを実施している自治体は回答市町村の1%程度に過ぎず、特区のみならず、自治体独自の雇用創出施策や国の地域再生計画も含めて地域雇用対策に取り組んでいる自治体が相対的に多い。実証分析の結果から、地域の雇用情勢が比較的良好な自治体ほど特区を活用し、地域再生計画は雇用情勢の厳しい自治体を実施する確率が高いという違いはあるものの、いずれも財政力の低い自治体が国の制度に参加しており、さらに雇用創出に関する市町村長のリーダーシップや自治体職員のコミットメントも、自主的な施策の実施確率を有意に高めていることが明らかとなった。ただし、地域の雇用情勢や財政力などの観察可能な要因を一定とすると、自治体独自の雇用施策の実施と国の施策への参加の相関は低く、2種の国の制度への参加の相関が高いことも示されており、独自の雇用創出策を実施し得ない自治体が、構造改革特区や地域再生といった国の制度を活用して地域雇用対策を講じていることが示唆された。

また、特区実施自治体に対する2006年と2008年の2時点のアンケート調査を用いた分析から、企業誘致策や新規開業・創業支援、地域の産学官連携の構築など、特区計画を補完する独自の雇用創出策を実施している自治体ほど、認定後の取組の継続を通じて、自治体が認識する特区の雇用創出効果が高まることが示された。これは、自治体による評価基準の異質性によらない頑健な結果であり、さらに特区計画に関連する雇用創出策を持たない自治体では2時点間の主観的な効果が低下していることから、規制緩和策のみでは持続的な雇用効果が見込めないことが示唆された。

(2) 「事業所・企業統計調査」を用いて、特区による特例措置が適用されなかった自治体を比較グループとして、実施自治体における特区の政策効果を定量的に検証した。主な結果は次の通りである。

①全自治体ベースでは、製造業の事業所数および従業者数ともに、施策効果を示す推定係数はおおむね正であるものの統計的に有意ではなく、規制緩和措置の雇用増加効果は観察されなかった。これは、施策の評価対象を土地や施設利用に関する規制緩和などのハード面の規制緩和措置、あるいは2003年4月の第1回認特区に限った場合でも同様であり、雇用創出との関連や効果が高いと考えられる施策についても、統計的に有意な効果は得られなかった。

②前記(1)の調査結果より、特区計画の対象産業が、製造業のなかでも新たな成長産業の育成を意図したものが多いために、成果指標として従業員規模別あるいは製造業産業中分類別の事業所数や従業者数を用いた推計の結果においても、規制緩和措置の雇用増加効果は観察されなかった。

③施策の効果が及ぶ対象の同質性を確保するため、自治体の人口区分ごと（人口5万人未満、5～30万人未満、30万人以上）に推計を行った結果においても、統計的に有意な雇用増加効果は得られなかった。

④海外生産比率が地域の雇用変化に与える影響についても、統計的に有意な効果は得られなかった。ただしこの点については、さらに地域別かつ産業別の製造業の労働需要に影響を及ぼす要因を考慮するなど、さらに推

計モデルを改善する余地が残されている。

従来、工場再配置促進法等の地域開発制度の効果に触れた数少ない研究も、制度の存在と雇用創出・雇用消失の相関を示唆するにとどまっており、本研究は、政策評価の枠組みを用いて雇用創出施策の因果的效果を識別した点で、地域雇用政策に関する実証研究を進展させたものと位置づけられる。

本研究の結果から、地域雇用創出策としての構造改革特区制度を評価した場合、(2)の結果が示すように、これまでの特区制度は雇用効果に結びつきにくいものであったことを示している。(1)の結果が示すように、規制の緩和策は確かに安価な政策手段であり、独自の雇用創出策を持ち得ない自治体が特区や地域再生等の国の制度を活用している側面があるものの、それだけでは持続的な雇用効果を期待することは難しく、やはり財政措置を伴った雇用創出策を補完的に用いることが求められているといえる。構造改革特区制度以後の自治体による企画競争型の地域政策においても、当初は規制緩和措置の特例のみを手段としてきたが、2005年度以降は、課税の特例措置や交付金の支給といった財政措置が講じられるようになっており、雇用面の施策の効果を高めるよう政策変更が行われたとも考えられる。今後は、規制緩和措置と財政施策を組み合わせたこうした新たな地域雇用政策について、政策評価の枠組みを用いて、その雇用創出効果を検証することが課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 勇上和史、「賃金・雇用の地域間格差」、『労働市場と所得分配』、査読無、慶應義塾大学出版会、2010、401-438。
- ② 勇上和史、「雇用対策としての構造改革特区」『市町村における雇用戦略と雇用創出の取り組み』、査読無、労働政策研究・研修機構、2010、110-134。
- ③ 勇上和史、「地域雇用創出の現状と雇用創出策の課題」、『地銀協月報』、査読無、第587号、2009、2-10。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

勇上 和史 (YUGAMI KAZUFUMI)
神戸大学大学院経済学研究科 准教授
研究者番号：90457036

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし